

戦略的イノベーション創造プログラム (SIP)
Cross-ministerial Strategic Innovation Promotion Program
「包摂的コミュニティプラットフォームの構築」

運動実施を通じたウェルビーイング向上が
個人・社会等にもたらす経済的効果の検証に関する業務委託

仕様書

令和 8 年 8 月

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

1. 調達件名

「SIP 包摂的コミュニティプラットフォームの構築」における運動実施を通じたウェルビーイング向上が個人・社会等にもたらす経済的効果の検証に関する業務委託 1 式

2. 調達背景

戦略的イノベーション創造プログラム（以下「SIP」という。）第3期課題の1つである「包摂的コミュニティプラットフォームの構築」（以下「本課題」という。）は、一人ひとりの多様な幸せ（well-being）の最大化実現に向けて、国民の包摂的なコミュニティを実現するために、寛容性・自律性が高められる科学技術を基盤とした社会技術が展開されるプラットフォームを開発し、社会実装することを目的としている。

すなわち、包摂的なコミュニティの形成に資する事業・サービス群が持続可能な形で提供され、それらをコミュニティの主体者である住民・市民、それを支える自治体やまちづくりに関わる企業等が、多様な個人の状況や目指す幸福、コミュニティの状況等に応じて、選択し、採用（購入）できる状態にあることが求められる。

本課題では、包摂的なコミュニティを実現するために利用できるサービス群を「包摂的コミュニティプラットフォーム」と位置付け、このプラットフォームを活用し、多様な地域特性に応じた包摂的コミュニティの適用例を日本全国に多数展開していく。

包摂的コミュニティの形成に向けた課題は多数存在する。「包摂的コミュニティプラットフォーム」の構成要素として開発すべき科学技術・社会技術や、それを具現化したサービスも多岐にわたり、その開発・充実に終わりはない。社会の状況変化に応じて、プラットフォームを構成する社会技術やサービスも充実・更新が求められる。従って、戦略的イノベーション創造プログラム

（SIP）第3期の5年間では、内閣府へ寄せられた RFI（Request for Information）2 も踏まえつつ、現時点で喫緊の課題として優先度が高いと考えられる領域にフォーカスし、その課題解決のための科学技術・社会技術を優先的に開発する。具体的には、包摂的コミュニティを実現するためのプラットフォームの構成要素として、基盤的要素が高く、様々な対象に対して適用可能な2領域（サブ課題 A と B）、日本の社会課題の現状において国民の幸福度、経済、社会保障制度の持続性の観点から、早期に取り組むことが必要な2領域（サブ課題 C と D）、計4つの領域に着目している。なお、後半の2領域（サブ課題 C と D）については、様々な対象者が想定される中で、少子化対策、女性の活躍推進、超高齢化社会対応といった緊急性の高い社会課題に対応するために子育て世代・女性と障がい者・高齢者を対象として設定した。更にこれらは以下のとおり、9つの研究開発テーマに細分化し、SIP 第3期終了の令和9年度までに社会実装することを目標に研究開発を進めてきた。

サブ課題 A 「社会の寛容性向上策」

研究開発テーマ A-1 「コミュニティと共進化するデジタルツインによる次世代型包摂的まちづくり手法と包摂性評価指標の開発」

研究開発テーマ A-2 「多様性寛容の共創システム開発 - 『違いがあっても大丈夫』と共育しあえるコミュニティ構築 - 」

サブ課題 B「個人の自律性向上策」

研究開発テーマ B-1 「自律性の向上を促す行動変容介入サービスの基盤技術の研究開発」

研究開発テーマ B-2 「健康無関心層を含めた行動変容の促進による心身の健康を維持・増進するサービスの開発」

サブ課題 C「子育て世代・女性の幸福度向上策」

研究開発テーマ C-1 「地域住民の包摂性向上と妊婦・子育て女性の Well-being 最大化に向けた社会技術の開発」

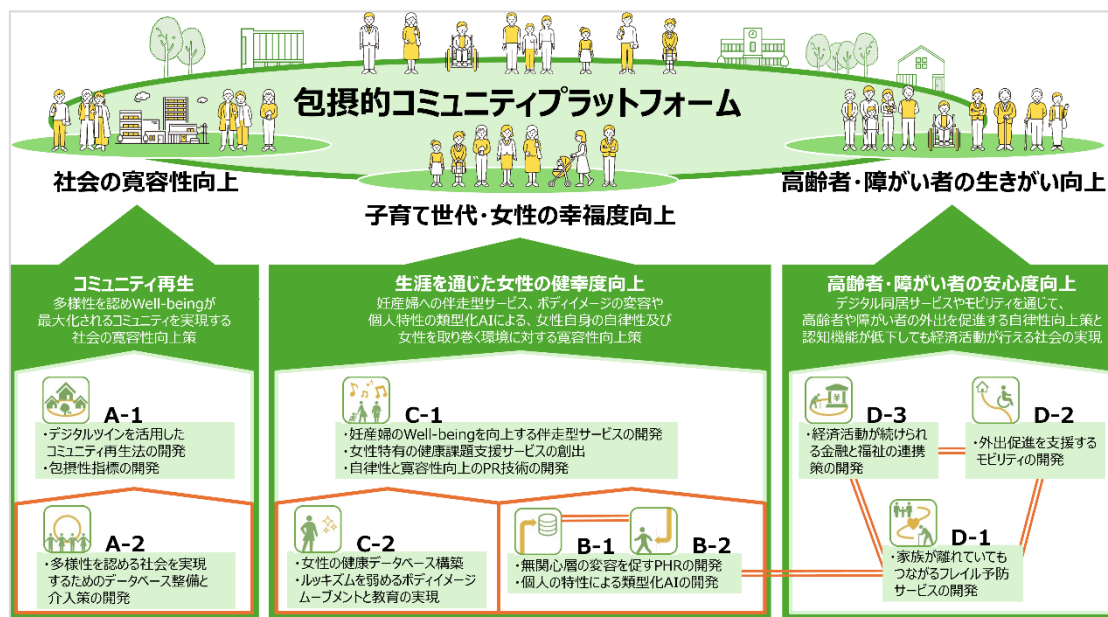
研究開発テーマ C-2 「女性のボディイメージと健康改善のための研究開発」

サブ課題 D「障がい者・高齢者の生きがい向上策」

研究開発テーマ D-1 「高齢者と遠隔家族をつなぐデジタル同居サービスの開発」

研究開発テーマ D-2 「移動の課題を克服し高齢者や障がい者の自律を促進する外出支援サービスの開発」

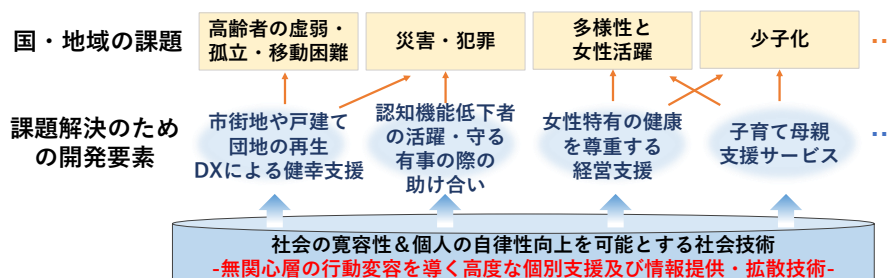
研究開発テーマ D-3 「高齢者が生涯にわたって自立的に経済活動ができる包摂的な社会経済システム構築」



なぜ、包摂性を持ったつながりをつくるのか？

「つながり」を通じて、生きがいと健康の最大化、生きづらさを感じる人の減少、災害の際などに助け合いや地域課題を緩和・解決するための

共助かつ持続的な取組みが生まれやすいコミュニティを創ることが重要



3. 目的

令和9年度の社会実装を見据え、運動実施を通じたウェルビーイング向上が個人・社会等にもたらす経済的効果の検証を行うことを目的とする。

具体的には、運動実施を通じたウェルビーイング向上が個人・社会等にもたらす経済的効果をロジックモデルを活用し、整理を行うとともに、その効果の数値試算・精査を行う。

さらに、その効果を実証するため、運動プログラムを一定期間以上継続して実施することによる効果検証を行う。

4. 委託業務期間

契約締結から令和9年3月31日（水）までとする。

5. 業務概要

以下に示す資料に対し6に示す業務を実施すること。

- ・「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）包摂的コミュニティプラットフォームの構築 社会実装に向けた戦略及び研究開発計画」（令和6年6月20日）

https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/sip_3/keikaku/03_community.pdf

6. 業務内容

受託者は、以下の業務を実施すること。また、作業に当たっては、その内容についてPD及び委託者の許諾を得ながら作業すること。

A) 運動実施を通じたウェルビーイング向上が個人・社会等にもたらす経済的効果の検証
運動実施が企業経済活動や個人の消費に及ぼす影響をロジックモデルを活用し整理する。
整理したロジックモデルを踏まえ、既存研究等の文献レビューを通じて、その効果の数値試算を行う。また、有識者との協議を踏まえ、その数値の精査を行う。

B) 長期的な運動プログラムへの参加を通じた効果の検証
一定期間にわたり運動プログラムに参加した対象者のデータを収集・分析し、A)における文献レビューの結果について実証的に検証を行う。

C) レポーティング文書による成果報告書等作成業務

D) 本業務における実施、管理、運営体制

本業務における実施、管理、運営体制を構築すること。会議体運営（必要資料の作成や議事録作成を含む）、PD及び委託者の指示に沿って委託期間中に中間報告書、終了時に成果報告書等を適宜作成すること。

7. 業務遂行の条件

（1）成果報告書等の作成に当たって遵守すること

本業務における成果物（総合成果報告書、分析・試算等補足資料、社会実装モデル整理資料および中間報告書）の作成に当たっては、以下の事項を遵守すること。

- ・ 総合成果報告書には、令和9年度の社会実装を見据え、本業務全体の実施内容、検証結果およ

び分析結果を体系的に整理して記載すること。

- ・ 分析・試算等補足資料には、総合成果報告書の内容を補足するため、健康およびウェルビーイングに関するアウトカム、生産性向上ならびに経済的・社会的効果に関する分析結果および試算結果を整理して記載すること。
- ・ 社会実装モデル整理資料には、自治体、企業、団体等の社会実装先を含むステークホルダーの構成、役割分担、実装プロセスおよびアライアンス形態等を整理し、横展開や再現性を考慮した内容とすること。
- ・ 中間報告書（必要に応じて作成する場合）には、業務期間中の進捗状況、暫定的な検証結果および主な課題等を簡潔に整理して記載すること。
- ・ 日本語で作成すること（ただし、固有名詞や文献参照等に外国語表記を用いることは可能）。
- ・ 図表を用い、理解し易いよう配慮の上、体系的に整理された記述にすること。
- ・ 文章や図、写真等を引用する際には、引用部分それぞれにおいて出典元を明記すること。
- ・ 五十音順・アルファベット順の用語集、略語集を含めること。
- ・ アルファベット等の略語については初出箇所のページ下部に脚注を挿入し、説明すること。
- ・ 受託者は、本業務の実施にあたって、非公開情報は、他の情報と明確に区別して善良な管理者の注意をもって管理し、本業務実施の目的以外には使用せず、第三者に漏えいしないこと。
- ・ 個人情報の取扱いについては、個人情報保護法等の法令に加え、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- ・ 過去３年以内に、国、地方公共団体、国立大学法人又は独立行政法人が実施したスポーツ・教育関連の教育プログラム実施、開発等の業務支援の実績を有する者であること。
- ・ 健康・スポーツウエルネスの産官学連携協議会やコンソーシアムへの参加実績を有し、当該領域での産官学連携のノウハウを有する者であること。
- ・ プロジェクト推進実務者にスポーツ・体育・健康にかかる専門的な学術知見（博士前期課程修了レベル）を有する人物を配置できること。
- ・ プライバシーマーク又はISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得していること。

（２）全体スケジュール

- ・ 受託者にて詳細なスケジュールを提案、管理すること。
- ・ 受託者は、PD、サブPD、PD補佐、研究開発責任者等及び委託者と定期ミーティングを開催し、進捗状況の報告を行い、作業の遅延等が生じた場合にはその対策案を委託者に報告するとともに、リカバリーに努めること。

（３）本業務に関する留意事項

- ・ 本業務における調査対象者は、運動・スポーツクラブに１０年以上継続して参加している７０歳以上の女性とし、１００名以上を確保すること。また、当該対象者との比較を行うため、年齢、居住地域、健康状態等の基本属性に大きな偏りが生じないよう、可能な限り同等となる７０歳以上の女性１００名以上を比較対照群として設定すること。比較対照群については、運動・スポーツクラブへの長期継続参加歴を有しない者を基本とし、調査結果の比較可能性が確保されるよう、対象者の選定方法に留意すること。
- ・ 採択後直ちにキックオフミーティングを開催し、実施計画書をPD及び委託者へ提示し、PDの承認を受け、「３．業務内容」に定める業務（以下「本業務」という。）を開始すること。
- ・ 本業務に必要な人材、機器、消耗品、業務場所等については、受託者が確保すること。
- ・ 本業務を効率的に進めるため、手法・方法を工夫すること。

- ・ 作業計画を明確に定め、作業項目ごとの工程管理を行うこと。戦略及び全体の状況に合わせて優先順位を付けて効果的・効率的に実施すること。
- ・ 各ミーティングの形式はリモート形式を主とするが、必要に応じて集合形式でも行うものとする。
- ・ PD 及び委託者から本業務に関する報告要求があった際には、速やかに対応すること。
- ・ 委託者等との打合せ等で必要となる全ての会話は日本語を用いること。
- ・ 受託者は、委託者と協議の上、本業務の一部を第三者に再委託することができる。
- ・ 受託者は、知的財産権、情報セキュリティ（機密保持及び遵守事項）、ガバナンス等に関して本件実施要綱が定める受託者の責務を、再委託先・外注事業者も負うよう必要な処置を実施すること。また、再委託・外注先事業者の対応について最終的な責任を受託者が負うこと。
- ・ 受託者は、再委託・外注をするにあたり、安全保障上問題がない再委託・外注先を選定しなければならない。
- ・ 受託者は、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力を再委託・外注先としないこと。
- ・ 受託者は、本課題関連の会議体で、報告等を行う場合、委託者との事前協議の上、関連会議体に参加し、作業内容について報告すること。また、PD 及び委託者からの指示・助言、提案の反映に努めること。
- ・ 受託者は、契約期間中に本業務の遂行を終了する場合、委託者が指定する先へ、必要な業務を速やかに引き継ぐこと。

8. 成果報告書等の納入物

(1) 提出方法・提出期限

本業務に係る成果物について、委託者の確認および了承を得た上で、紙媒体および電子データにより提出するものとする。電子データについては、PDF 形式に加え、編集可能な形式（MS Word、MS Excel、MS PowerPoint 等）を含めて提出すること。なお、提出部数、提出方法の詳細等については、委託者の指示に従うものとする。

1) 総合成果報告書（必須）：委託業務期間終了時

運動実施によるウェルビーイング向上が、個人および社会の生産性向上に及ぼす効果について、本業務の実施内容、検証結果および分析結果を総合的にとりまとめた報告書とする。以下の内容を含むことが望ましい。

- ・ 事業概要および背景
- ・ 検証の目的および仮説
- ・ 調査・検証方法（対象、手法、指標等）
- ・ ウェルビーイングおよび健康に関するアウトカムの検証結果
- ・ 個人の生産性向上に関する影響分析
- ・ 社会実装先にもたらされる効果ならびに社会的・経済的波及効果
- ・ 考察、課題および社会実装に向けた示唆

2) 分析・試算等補足資料：委託業務期間終了時

総合成果報告書を補足する資料として、以下の内容を整理した資料一式とする。

- ・ ウェルビーイング、健康および生産性に関する指標の測定・分析結果
- ・ 生産性向上および経済効果に関する試算結果

3) 社会実装モデル整理資料：委託業務期間終了時

社会実装を見据え、運動実施によるウェルビーイング向上の取組を社会実装へと展開する

ためのモデルを整理した資料とする。

なお、他地域・他分野への横展開や再現性を考慮した整理とすること。

4) 中間報告書：委託者の要求に応じて適宜

業務期間中における進捗状況、暫定的な検証結果および主な課題等を整理した報告書とする。

(2) 提出先

〒567-0085 大阪府茨木市彩都あさぎ7-6-8

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 戦略研究支援部 SIP 担当グループ

メール：sip3-housetsu@nibn.go.jp

9. 成果物の取り扱いに関する事項

- (1) 本業務に係り作成される成果物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むすべての権利。）は、すべて受託者に帰属するものとする。また、委託者は、納入された成果物の複製物を、著作権法第47条の3の規定に基づき、複製、翻案すること及び当該作業を第三者に委託することができるものとする。
- (2) 委託者及び委託者が指定する第三者による本業務の成果及びこれに関連する著作物の利用について、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 委託者及び委託者が指定する第三者による本業務の成果及びこれに関連する著作物の利用について、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受託者は原著作物の著作者としての権利を行使しないものとする。
- (4) 本業務に係り第三者が権利を有する著作物（写真、イラスト等）を使用する場合、その著作権と肖像権に厳重な注意を払い、当該既存著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約等に係る一切の手続きを受託者において行うこと。
- (5) 本業務に係り第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。

10. 委託者との協議

その他本仕様書に記載されていない事項又は本業務の実施にあたって疑義が生じた場合には、事前に委託者と適宜協議の上、決定するものとする。

以上

(別記)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、本業務の履行にあたって取り扱うこととなる個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）等の関係法令を遵守し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(適正管理)

第4 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。なお、他の法令に特別の定めがある場合を除く。

(複写又は複製の禁止)

第6 受託者は、委託者または提供を受けた第三者の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため委託者または第三者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第 7 受託者は、委託者が承諾をしたときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、第三者に委託してはならない。

（資料等の返還）

第 8 受託者は、この契約による業務を行うため委託者または第三者から提供を受け、又は受託者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに第三者から提供を受けた資料等は提供した第三者に、それ以外は委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第 9 受託者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（調査）

第 10 委託者は、受託者がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

（事故報告）

第 11 受託者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

（委託者の解除権及び損害賠償）

第 12 委託者は、受託者がこの特記事項に定める事項に違反した場合若しくは義務を怠った場合又はその他個人情報の保護に関する事項について問題があると認める場合は、この契約を解除することができる。

2 受託者は、本件特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより委託者が損害を被った場合には、委託者の求めに応じその損害を賠償しなければならない。

以上

質 疑 書

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

住 所

氏 名(社名)

件 名：「SIP包摂的コミュニティプラットフォームの構築」における運動実施を通じたウェルビーイング向上が個人・社会等にもたらす経済的効果の検証に関する業務委託 1 式

上記件名の調達にかかる質疑事項を下記のとおり提出します。

質 疑 事 項

質疑書については、質疑の有無にかかわらず、「ご担当者連絡先」と併せて下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和8年8月20日（木）

提出先メールアドレス： 総務部会計課契約係 keiyaku@nibn.go.jp

ご担当者連絡先

件 名：「SIP包摂的コミュニティプラットフォームの構築」における運動実施を通じたウェルビーイング向上が個人・社会等にもたらす経済的効果の検証に関する業務委託 1式

所属部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

質疑書と併せて、下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和8年8月20日（木）

提出先メールアドレス： 総務部会計課契約係 keiyaku@nibn.go.jp

参加資格確認関係書類

- 1 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書の写し
- 2 誓約書
- 3 保険料納付に係る申立書
- 4 その他参考資料
会社履歴書等
要領記載の企画提案書及び証明書等

提出部数 各 1 部

提出期限

資格関係書類

令和8年9月2日（水） 17：00まで

企画提案書

令和8年9月9日（水） 17：00まで

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、弊社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、弊社の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印

(別紙様式)

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和_____年_____月_____日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

公 募 辞 退 届

件 名:「SIP 包摂的コミュニティプラットフォームの構築」における運動実施を通じたウェルビー
イング向上が個人・社会等にもたらす経済的効果の検証に関する業務委託 1式

上記の件名について、都合により辞退します。

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

住 所

氏 名(社 名)

契 約 書

契約担当役 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔（以下「甲」という。）と 【契約者】（以下「乙」という。）とは 『「SIP包摂的コミュニティプラットフォームの構築」における運動実施を通じたウェルビーイング向上が個人・社会等にもたらす経済的効果の検証に関する業務委託 1 式』について、下記の条項に基づき契約を締結する。

記

（信義誠実の原則）

第 1 条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

（契約の目的）

第 2 条 乙は、この契約書に定める事項のほか、別添仕様書に基づき、業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第 3 条 契約金額は、以下のとおりとする。

金 円（うち消費税額及び地方消費税額金 円）。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）第 2 8 条第 1 項及び第 2 9 条並びに地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 7 2 条の 8 2 及び第 7 2 条の 8 3 の規定に基づき、契約金額に 1 1 0 分の 1 0 を乗じて得た額である。

（内訳明細書の提出）

第 4 条 乙は、甲が請求したときには、この契約の締結後、速やかに契約金額内訳明細書を作成し、甲に提出しなければならない。

（履行期限及び納入場所）

第 5 条 この契約の履行期限及び納入場所は、次のとおりとする。

履行期限 令和 9 年 3 月 3 1 日

納品場所 〒5 6 7—0 0 8 5

大阪府茨木市彩都あさぎ 7 丁目 6 番 8 号

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

戦略企画部 SIP 担当グループ

メール:sip3-housetsu@nibn.go.jp

(契約保証金)

第6条 この契約の保証金は、免除する。

(監督)

第7条 甲は、この契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査)

第8条 乙は、全ての業務が終了したときは、甲の指定する検査職員に通知し、甲は通知を受けた日から10日以内に別添仕様書に基づき検査を実施しなければならない。

2 乙は、検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。

3 乙は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再検査を受け、これに合格しなければならない。

(契約金額の支払)

第9条 乙は、検査終了後支払請求書を作成し、対価の支払を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(遅滞料)

第10条 甲は、乙が第5条の期限内に業務を完了しないときは、履行期限の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(遅延利息)

第11条 甲は、天災地変等やむを得ない事由に因る場合を除き、第9条第2項の期間内に対価を支払わないときは、支払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に定める率を乗じて得た金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、甲が実際に被った損害に限り、契約金額を上限として、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、この契約の履行に着手後、第24条による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲乙協議の上、定めた金額を賠償するものとする。

(違約金に関する遅延利息)

第13条 乙が第24条及び第26条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(危険負担)

第14条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払の義務を免れるものとする。

(費用負担)

第15条 この契約書に別に定めるものを除き、乙がこの契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

(再委託)

第16条 乙は、委託業務の全部又は主要部分を第三者に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託先」という。）の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(再委託先の変更)

第17条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(納期の無償延期)

第18条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し得ない事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、甲に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。

2 前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めたときは、第10条の規定にかかわらず、遅滞料を免除することができる。

(著作権等)

第19条 この契約の業務遂行において作成・取得されたデータを含む成果物の所有権は甲に帰属し、著作権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含む）は甲に譲渡する。また、乙は、成果物について、甲ならびに甲より正当に権利を取得した第三者および当該第三者から権利を承継した者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。なお、乙は、甲の承諾なしに、この契約の業務により作成された成果物を自ら使用し又は第三者

に利用させてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、成果物に利用されている音楽、写真、絵、イラストなどの素材の著作権であって、この契約の業務遂行外で作成し第三者が有するもの、および委託業務と関係なく乙が保有している著作権（以下これらを総称して「本件著作権」という）、ならびに成果物に利用されているタレント等の肖像権（以下「本件肖像権」という）については、甲に譲渡されることはないものとする。
- 3 甲は、成果物を、本件著作権および本件肖像権に関する使用条件の範囲内（以下「使用範囲」という）においてのみ、利用できるものとする。甲が成果物について使用範囲を越えて使用することを希望する場合、その条件につき甲乙別途協議して定めるものとする。

（知的財産等）

第20条 この契約の業務遂行において新たに生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等に係る特許権その他の知的財産権（特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。）及びノウハウ等に関する一切の権利は、第三者に発生・帰属するなど移転不可能なものを除き甲に属するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第21条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務（前条に規定する権利を除く。）の全部又は一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

- 2 乙は、前項ただし書の規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

（秘密の保持）

第22条 甲又は乙は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏えいしてはならない。

- 2 乙は、この契約の業務遂行に必要な従業員以外はこの契約の業務に従事させてはならない。
- 3 乙は、この契約の業務遂行において、媒体及び手段を問わずに甲から開示又は提供された秘密情報（以下「本件秘密情報」という。）を第三者に対して開示してはならない。ただし、以下のいずれかに該当する情報については秘密情報に含まない。
 - 一 乙が甲から開示を受けた時点で既に公知であった情報。
 - 二 乙が甲から開示を受けた時点で既に所有していたことを文書で証明できる情報。
 - 三 乙が甲から開示を受けた後に乙の責によらずに公知となった情報。
 - 四 乙が正当な権限を有する第三者から適法に入手したことを証明できる情報。
 - 五 乙が甲から開示を受けた情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明

できる情報。

- 4 乙は、この契約の業務遂行のために必要な従業員がそれ以外の者に秘密情報を開示しないよう、厳正な措置を講じなければならない。
- 5 乙は、本件秘密情報をこの契約の業務のみを目的として使用するものとし、他の目的には一切使用してはならない。
- 6 乙は、甲の書面による事前の承諾なしに、この契約の業務遂行のため必要な最小限度の範囲を超えて本件秘密情報を複写又は複製してはならない。また、必要に応じて施錠可能な保管庫に格納する等、適正に管理しなければならない。
- 7 乙は、甲から要請がある場合又はこの契約の業務終了後は直ちに本件秘密情報（複写及び複製したものを含む。）を甲に返還し、又は秘密保持上問題のない方法により処分しなければならない。
- 8 乙が本条に違反したことにより本件秘密情報が漏洩し、甲に損害が発生した場合には、乙は甲に対しその損害を賠償しなければならない。なお、賠償額については、甲と乙にて別途協議し定めるものとする。
- 9 本条は、この契約の業務終了後5年間有効に存続するものとする。

（個人情報保護）

第23条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項にいう個人情報をいう。以下同じ。）の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。なお、詳細は別記に定める。

（契約の解除等）

第24条 甲は乙がこの契約条項に違反したとき、又は完全に契約を履行する見込みがないと認められるときは、甲は何時でもこの契約を解除することができる。この場合、違約金として甲は、契約金額の100分の10に相当する金額を乙に納付させるものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）

第25条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは同法第8条の2（同法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第26条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、請負(契約)金額(本契約締結後、請負(契約)金額の変更があった場合には、変更後の請負(契約)金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(属性要件に基づく契約解除)

第27条 甲及び乙は相手方が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第28条 甲及び乙は、相手方が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当役の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第29条 甲及び乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第30条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第31条 甲は、第27条、第28条及び第30条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第27条、第28条及び第30条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第32条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約不適合責任)

第33条 甲は引き渡された物品について、検査終了後に、種類、品質又は数量が契約の内容に適合しないこと（以下「不適合」という。）を発見したときは、乙に対し、納品後1年以内に限り、相当の期間を定めて、甲の指定した方法により、目的物の修補、代替品の納入を求めることができる。民法（明治29年法律第89号）第562条第1項ただし書は本契約には適用しない。

2 前項の期間内に乙が目的物の修補あるいは代替物の納入をしないときは、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。

3 本条の規定は、不適合について、甲が乙に対して損害賠償を請求し、あるいは契約を解除することを妨げない。

(紛争等の解決方法)

第34条 この契約条項又はこの契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(裁判管轄)

第35条 この契約に関する訴えは、大阪地方裁判所の管轄に属するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔

乙

様式 1

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

名称

代表者氏名

印

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金
6. その他必要と認められる事項

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

名称

代表者氏名

印

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

個人情報取扱特記事項

第23条に基づき個人情報保護について次のとおり定める。

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

2 乙は、この契約による業務（以下「本業務」という。）を実施するに当たり、甲が乙に開示する次の各号のいずれかに該当する秘密情報の取扱いは情報セキュリティポリシーに準拠して適正に行わなければならない。

一 秘密である旨の表示がなされている資料に記録された情報（書類、電子データを格納した電子媒体等の有体物）

二 口頭又は視覚的方法により開示され、かつ、開示に際し秘密である旨明示され、カ示後14日以内に書面で相手方に対して通知された情報

3 次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報には含まないものとする。

一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを文書で証明できる情報

二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報

三 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報

四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報

五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、甲の秘密情報を本業務のみに使用し、本業務の遂行に直接携わる自己の構成員、従業員又は役員（以下「従業員等」という。）に対して開示できるものとする。この場合、乙は、従業員等に対し、本契約上の自己の義務を遵守させるものとする。

3 乙は、甲の秘密情報を事前の文書による承諾なしに第三者に開示してはならない。

4 第2項の規定にかかわらず、乙が、管轄官庁又は法令の要請により相手方の秘密情報の開示を命じられた場合は、開示する範囲を可能な限り縮減する等、秘密情報の秘密性を維持するための合理的な措置を施し、甲へ事前に報告した上、当該秘密情報を関係当局に開示することができる。ただし、この開示により当該秘密情報の秘密性は喪失せず、乙は引き続き本契約に従って当該秘密情報を取り扱うものとする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(評価結果の取扱い)

第5条 乙により本業務の結果得られた情報等（以下「評価結果」という。）を、乙は、甲の事前の文書による承諾なしに評価結果を第三者に開示又は譲渡してはならない。

(免責)

第6条 甲及び乙は、本契約に基づき相手方に開示する秘密情報の完全性、正確性、有用性等について保証するものではなく、秘密情報の使用に起因する損害又は特許権その他の権利の侵害に関しては、一切責任を負わない。

(権利不許諾)

第7条 本契約の締結又は本契約に基づく情報の開示によっては、相手方にいかなる特許その他の財産権に関する権利を与えるものではなく、また、当事者間で何らかの取引を開始することを確約するものではない。

(知的財産権)

第8条 乙は、甲から開示された秘密情報に基づいて、発明、考案、意匠、植物品種、データベースの著作物、プログラムの著作物、半導体集積回路の回路配置及びノウハウの創作が生じた場合には、乙は、直ちに甲に対し通知するものとし、権利の帰属、取扱い等について甲乙別途協議の上、決定するものとする。

(目的外利用・提供の禁止)

第9条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第10条 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第11条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第12条 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

第13条 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は復元不可能な方法で廃棄するものとし、その記録を残すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(秘密情報の返却・破棄)

第14条 乙は、甲が保有する秘密情報に関し、甲が返却若しくは破棄を要求した場合又は本契約が終了し、若しくは解約若しくは解除された場合は、直ちに甲の秘密情報（複写及び複製したものを含む。）の全てを甲の指示に従って返却又は破棄するものとする。

(損害賠償等)

第15条 甲又は乙は、相手方が本契約に違反し自己が損害を被った場合には、相手方に対して当該損害の賠償を請求できる。

(調査)

第16条 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第17条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(譲渡禁止)

第18条 乙は、相手方の書面による同意なしに本契約の全部又は一部をいかなる者にも譲渡してはならない。